

## 平成 23 年度公共用水域及び地下水の水質測定計画の策定について

水質汚濁防止法第 15 条の規定により県内における公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況を常時監視するため、同法第 16 条の規定により水質測定計画を策定する。

### 第 1 公共用水域に係る水質測定計画の策定に当たっての考え方

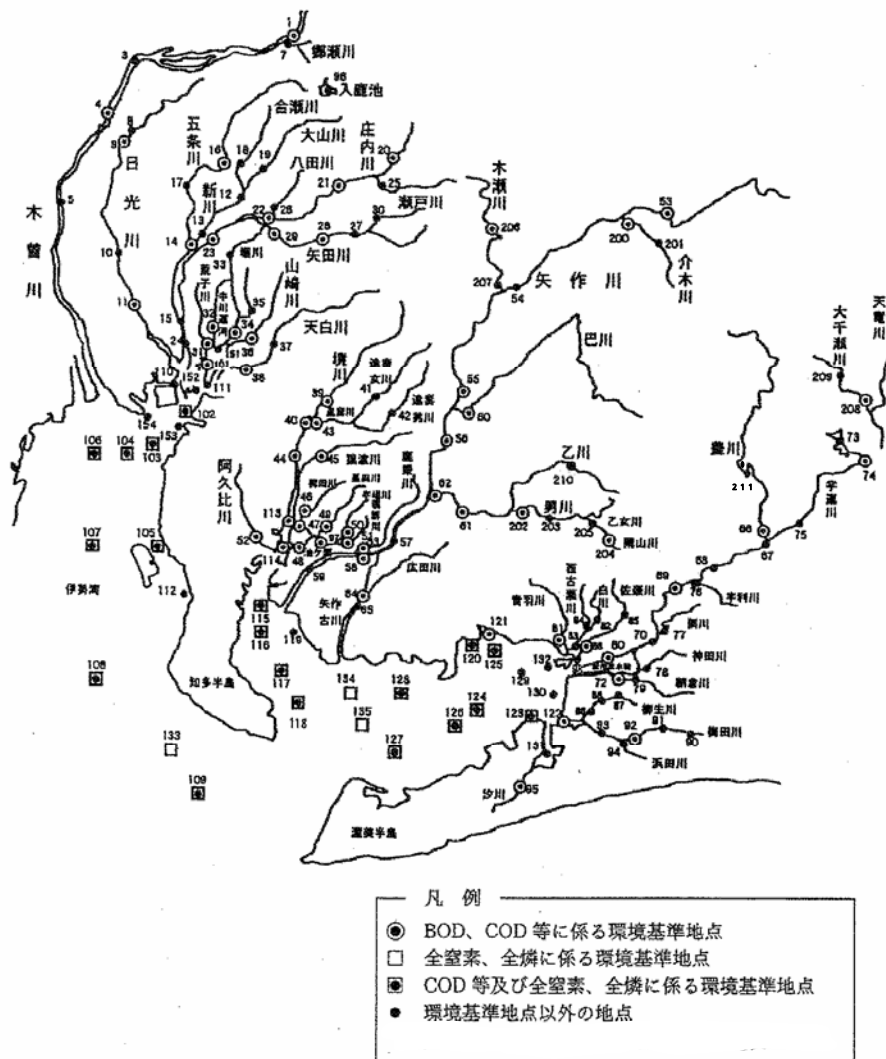
平成 23 年度の公共用水域に係る水質測定計画の策定に当たっては、健康項目として平成 21 年 11 月に追加された 1,4-ジオキサンも調査に加えた他は、調査地点、調査項目、調査回数等については、例年と同様としている。

#### 1 水質調査

健康項目、生活環境項目、要監視項目、特殊項目及びその他の項目について、河川 105 地点、湖沼 2 地点、海域 39 地点の計 146 地点（予定）において調査する。

調査地点数（平成 23 年度予定）

区 分	河 川	湖 沼	海 域	計	項目数
健康項目	98	2	25	125	全 27 項目
生活環境項目 (環境基準点)	105 (52)	2 (1)	39 (24)	146 (77)	全 10 項目



調査地点図

健康項目

	項 目	基 本 レ ベ ル	備 考
河川・湖沼	カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム	環境基準地点で年4回以上測定 (主要な補助地点で年2回以上測定)	補助地点については、過去の検出状況等を勘案し、測定項目を1年おきに測定する。
	砒素	環境基準地点で年2回以上測定 (主要な補助地点で年2回以上測定)	
	総水銀	環境基準地点で年4回以上測定	
	アルキル水銀	環境基準地点で年1回以上測定	
	P C B	各水域の重要な地点で年1回以上測定	
	ジクロロメタン、四塩化炭素等の追加15項目 (以下「追加15項目」という。)	環境基準地点で年4回以上測定 (主要な補助地点で年2回以上測定)	補助地点については、過去の検出状況等を勘案し、測定項目を1年おきに測定する。
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素	環境基準地点で年2回以上測定	
	1,4-ジオキサン	環境基準地点及び補助点で年2回以上の測定を基本とする。なお、実施回数は年4回以上が望ましい。  ただし、実施地点、頻度等は各機関の状況により増減することができる。	環境基準物質(21年11月告示)  22年度までは準備期間として、暫定的な体制での監視が認められていた。
海域	カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、総水銀、追加15項目	環境基準地点で年4回以上測定 (主要な補助地点で年2回以上測定)	過去検出していない一部の水域については、同一水域内の全環境基準地点を複数年で測定する。
	砒素	環境基準地点で年2回以上測定	
	1,4-ジオキサン	環境基準地点及び補助点で年2回以上の測定を基本とする。なお、実施回数は年4回以上が望ましい。  ただし、実施地点、頻度等は各機関の状況により増減することができる。	環境基準物質(21年11月告示)  22年度までは準備期間として、暫定的な体制での監視が認められていた。

ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン  
(注) 過去10年間検出されていない項目は、発生源の立地状況等を勘案し、測定頻度を減らすことができる。  
(1,4-ジオキサンを除く)

生活環境項目

	項 目	基 本 レ ベ ル	備 考
河川・湖沼	pH、DO、BOD、COD、SS	全測定地点で年12回以上測定	
	大腸菌群数	河川のAA、A及びB類型の全測定地点で年6回以上測定	
	n-ヘキサン抽出物質	環境基準地点及び主要な補助地点で年2回以上測定	
	全窒素、全燐	環境基準地点で年6回以上測定 湖沼は全地点で年12回以上測定	
	全亜鉛	環境基準地点で年12回以上測定	
海域	pH、DO、COD、全窒素、全燐	全測定地点で年12回以上測定	
	n-ヘキサン抽出物質	各水域の環境基準地点で年2回以上測定	
	全亜鉛	環境基準地点で年4回以上測定	環境基準地点が複数ある水域については、同一水域内の全環境基準地点を複数年で測定する。

要監視項目

過去の調査で広範囲に検出された項目及び環境庁から積極的に調査するよう通知のあったEPN、クロルニトロフェン(平成5年3月8日付け環境庁水質保全局長通知)について、河川・湖沼の主要な環境基準地点で測定する。

特殊項目

	項 目	基 本 レ ベ ル	備 考
全水域	フェノール、銅、鉄(溶解性)、マンガン(溶解性)、クロム	発生源の立地状況等を勘案して測定地点を定め、排出のおそれのある項目毎に年2回以上測定	

(注) 過去10年間検出されていない項目は、発生源の立地状況等を勘案し、測定頻度を減らすことができる。

その他の項目

	項 目	基 本 レ ベ ル	備 考
河川・湖沼	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素、有機性窒素、オルトリン酸態燐	主要な河川の環境基準地点で年6回以上測定 湖沼は全地点で年6回以上測定	
	電気伝導率	全測定地点で年6回以上測定	
	塩化物イオン	環境基準地点及び主要な補助地点で年6回以上測定	
	陰イオン界面活性剤	主要な河川の環境基準地点で年6回以上測定 湖沼は全地点で年6回以上測定	
	クロロフィルa、フェオ色素	湖沼で年6回以上測定	
	トリハロメタン生成能	主要な水道水源河川で年4回以上測定	
海域	懸濁態窒素	全窒素に係る環境基準地点で年12回以上測定 (主要な補助地点で年6回以上測定)	
	塩分、クロロフィルa、フェオ色素	全測定地点で年12回以上測定	

## 2 底質調査

底質に含まれる物質による公共用水域への影響を把握するため、健康項目、一般項目及び特殊項目について、河川22地点、湖沼1地点、海域13地点の計36地点において調査する。

	項 目	基 本 レ ベ ル	備 考
全 水 域	〔健康項目〕 カドミウム、全シアン、 鉛、砒素、総水銀、PCB	主要な環境基準地点で年1回以上及び 主要な補助地点で年1回以上測定	
	〔一般項目〕 気温、泥温、臭気、強熱 減量、含水率、酸化還元電 位、pH、COD	主要な環境基準地点で年1回以上及び 主要な補助地点で年1回以上測定	
	〔特殊項目〕 フェノール類、銅、亜鉛、 クロム、全窒素、全燐	主要な環境基準地点で年1回以上及び 主要な補助地点で年1回以上測定	

### (参考)

#### 調査地点

水域区別調査地点数(予定)は、次のとおりである。

調査区分 水域区分		水 質 調 査			底質調査	流量観測
		通年調査	一般調査	計		
河 川	木曾川水域	4(0)	1(0)	105(6)	0	3
	庄内川等水域	18(1)	5(0)		3	11
	名古屋市内水域	7(0)	1(0)		2	1
	境川等水域	14(0)	0(0)		6	12
	矢作川水域	21(1)	1(0)		3	7
	豊川等水域	20(3)	11(1)		8	13
	天竜川水域	2(0)	0(0)		0	0
	計	86(5)	19(1)		22	47
湖 沼	入鹿池	0(0)	1(0)	2(1)	0	
	油ヶ淵	1(1)	0(0)		1	
	計	1(1)	1(0)		1	
海 域	伊勢湾	13(0)	4(0)	39(1)	7	
	衣浦湾	8(0)	0(0)		2	
	渥美湾	14(1)	0(0)		4	
	計	35(1)	4(0)		13	
計		122(7)	24(1)	146(8)	36	47

備考:( )内の数字は、調査地点のうち通日調査地点数を示す。

#### 調査機関

水質調査機関別調査地点数(予定)は次のとおりである。

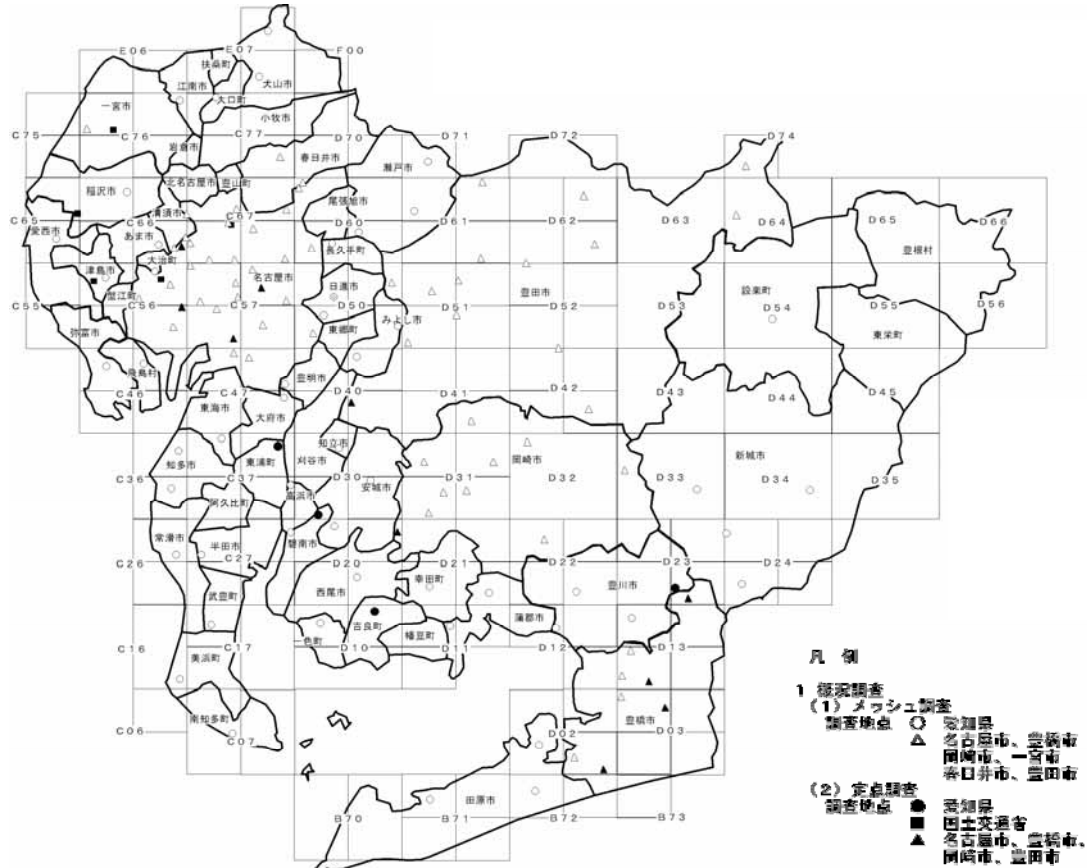
	河 川	湖 沼	海 域	計	
愛知県	44	2	24	70	6*
名古屋港管理組合	0	0	4	4	
国土交通省	21	0	0	21	
名古屋市	10	0	1	11	
豊橋市	12	0	4	16	
岡崎市	8	0	0	8	
一宮市	2	0	0	2	
春日井市	1	0	0	1	
豊田市	7	0	0	7	
計	105	2	39	146	

備考:\*印は、愛知県と名古屋港管理組合が共同で調査する地点数を示す。

## 第2 地下水に係る水質測定計画の策定に当たっての考え方

平成23年度の地下水に係る水質測定計画の策定に当たっては、調査地点の選定方法、測定項目、測定頻度等については、例年と同様としている。

### 1 概況調査



調査地点位置（平成23年度予定）

調査地点数（平成23年度予定）

調査機関	愛知県	国土交通省	名古屋市	豊橋市	岡崎市	一宮市	春日井市	豊田市	計
メッシュ調査	48	-	27	4	9	1	2	14	105
定点調査	4	5	4	4	1	-	-	1	19

#### (1) メッシュ調査（ローリング方式）

##### ア 方法

過去の調査実績等を勘案し調査対象メッシュを選定する。選定した調査対象メッシュにおいて、その土地の利用状況、地下水の利水状況、過去の調査実績等を勘案し、新規の井戸を選定する。

#### イ 測定項目等

環境基準 28 項目（別紙参照）。アルキル水銀については、総水銀が検出された場合のみ測定を行うこととしてもよい。水質汚濁に係る人の健康の保護に関する要監視項目に位置づけられている 24 項目（別紙参照）については、調査の必要性等を考慮して、適宜調査を行うものとする。各井戸で年 1 回以上実施する。

### (2) 概況調査（定点調査） 定点方式

#### ア 方法

利水的に重要な地域等において、継続して実施する。

#### イ 測定項目等

環境基準 28 項目（別紙参照）。アルキル水銀については、総水銀が検出された場合のみ測定を行うこととしてもよい。水質汚濁に係る人の健康の保護に関する要監視項目に位置づけられている 24 項目（別紙参照）については、調査の必要性等を考慮して、適宜調査を行うものとする。各井戸で年 1 回以上実施する。

## 2 汚染井戸周辺地区調査

### (1) 方法

概況調査及び事業者からの報告等により、環境基準項目の基準値超過が判明した汚染（土壌汚染によるものを含む）について、汚染範囲の確認等を目的として、汚染井戸周辺の地下水質調査及び事業場等の調査を実施する。

### (2) 測定項目等

基準超過項目等。発端井戸（概況調査において判明した場合）及び周辺井戸において実施する。

## 3 定期モニタリング（継続監視）調査

### (1) 方法

概況調査及び事業者からの報告等により、環境基準項目の基準値超過が判明した汚染（土壌汚染によるものも含む）について、現在継続中の調査地点及び平成 22 年度に新たに判明した汚染地域において選定した地点で実施する。平成 23 年度の測定計画（冊子）には、平成 22 年度に判明した地下水汚染に係る調査地点についても可能な限り記載する。

なお、処理基準において求められている継続監視調査を終了する判断基準等についての記載方法は、県及び各政令市の考え方を踏まえ検討する。

### (2) 測定項目等

基準超過項目等。各井戸で年 1 回以上実施する。

## 地下水に係る環境基準項目及び要監視項目

	項目名	基準値 (mg/l)		項目名	指針値 (mg/l)
環境 基準 項目	カドミウム	0.01 以下	要 監 視 項 目	クロロホルム	0.06 以下
	全シアン	検出されないこと。		1,2-ジクロロプロパン	0.06 以下
	鉛	0.01 以下		p-ジクロロベンゼン	0.2 以下
	六価クロム	0.05 以下		イソキサチオン	0.008 以下
	砒素	0.01 以下		ダイアジノン	0.005 以下
	総水銀	0.0005 以下		フェニトロチオン	0.003 以下
	アルキル水銀	検出されないこと。		イソプロチオラン	0.04 以下
	P C B	検出されないこと。		オキシシン銅	0.04 以下
	ジクロロメタン	0.02 以下		クロロタロニル	0.05 以下
	四塩化炭素	0.002 以下		プロピザミド	0.008 以下
	塩化ビニルモノマー	0.002 以下		E P N	0.006 以下
	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下		ジクロルボス	0.008 以下
	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下		フェノブカルブ	0.03 以下
	1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下		イプロベンホス	0.008 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下		クロルニトロフェン	-
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下		トルエン	0.6 以下
	トリクロロエチレン	0.03 以下		キシレン	0.4 以下
	テトラクロロエチレン	0.01 以下		フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 以下
	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下		ニッケル	-
	チウラム	0.006 以下		モリブデン	0.07 以下
	シマジン	0.003 以下		アンチモン	0.02 以下
	チオベンカルブ	0.02 以下		エピクロロヒドリン	0.0004 以下
	ベンゼン	0.01 以下		全マンガン	0.2 以下
	セレン	0.01 以下		ウラン	0.002 以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下			
	ふっ素	0.8 以下			
	ほう素	1 以下			
	1,4-ジオキサン	0.05 以下			